

## 照陽ヶ丘同窓会規約

第1条 呉市立和庄中学校 照陽ヶ丘同窓会(以下、本会)は、会員相互の親睦と向上発展をはかり、かつ母校呉市立和庄中学校の発展および母校所在地のコミュニティ活動に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、前項の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 会員を対象とした同窓会の開催
- 2) その他本会の目的を達成するために適切な活動

第3条 本会は、「和庄中学校 照陽ヶ丘同窓会」と称する。

第4条 本会の事務所は、呉森沢ホテル内に置く。

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員を以て組織する。

- 1) 正会員 和庄中学校の卒業生
- 2) 特別会員 和庄中学校に勤務した教職員並びに地域で活躍された人で役員会で推薦した者
- 3) 参与会員 和庄中学校卒業生の保護者もしくは兄弟姉妹、または和庄中学校の学区に居住しており本人が希望した者

第6条 本会の総会の開催は役員会の承認のもとで決定されるものとし、会長がその召集を行う。会員への開催の連絡は役員会で承認された方法で実施する。

第7条 総会では、役員会は以下議決事項を会員に報告し承認を得なければならない。そして総会参加会員の多数決の了承で承認を得たこととする。

- 1) 次回総会までの役員会のメンバーの承認
- 2) 前回総会からの会計監査報告およびその承認
- 3) 前回総会からの活動報告およびその承認
- 4) その他、役員会で必要と認めた事項の報告と承認

第8条 本会は、会費、寄付金その他の収入によって運営する。正会員は卒業生全員が入会することとし卒業式の翌日を本会の入会日とする。新入会員の入会に当たっては終身会費 200 円を、学校を通じ本会に納付する。特別会員および参与会員からの会費は徴収しないが、寄付等については受領し運営費に充当する。

第9条 本会は次の役員を置き、役員会とする。

- 1) 顧問 若干名(但し、必要な場合選任する)
- 2) 会長 1名
- 3) 副会長 若干名
- 4) 幹事 25名以下
- 5) 会計 1名
- 6) 会計監査 2名

但し、会計監査を除き、兼任は妨げない。

第10条 役員は総会で会員の中から選任する。各役員の任期は総会から次の総会までとし、再任は妨げない。役員の交代または増員により選任された役員の任期は次期総会までとする。ただし、解任された場合の任期はこの限りでない。

第11条 役員会のメンバーの罷免は役員会のメンバーの 3 分の2以上の同意で実施できる。その場合、役員会は第9条で規定する役員数を確保することとする。

第12条 役員には報酬を支給しない。ただし、会務に要した費用は支弁される。

第13条 役員会の各役職の業務は以下を原則とするが、活動に当たっては会長指示のもと一致協力して活動にあたる。

- 1) 顧問は本会の活動に対するアドバイスを行う
- 2) 会長は、本会を代表し一切の業務を統括する。
- 3) 副会長は会長を補佐し会長が病気・事故等で職務遂行できない時代行する。
- 4) 幹事は、会長・副会長・幹事長を補佐、協力して日常業務を行うとともに総会等、各種活動の準備等を行う。
- 5) 会計は本会の現金収支および財産状況を管理する。
- 6) 会計監査は本会の財産の状況を監査する。

第14条 本会の会費からの活動への支出については原則役員会の事前承認を必要とする。ただし、金額が5万円以下で会長、副会長、および2名以上の幹事が承認した案件は役員会の事後承認とすることができる。

第15条 本会の会員の個人情報には本会の運営にかかわることのみに使用することし、会員は本人の承諾なしにその情報を一切第三者に提供してはならない。

第16条 本規約の改正は、総会の出席者(委任状出席を含む)の多数決の賛成によって行う。

附則① この規約は平成21年8月9日から施行する。

附則② この規約は平成30年12月16日から施行する。

附則③ この規約は令和5年10月22日から施行する。